

政策1 支えあい健やかな暮らしのできるまち

施策1-① 一人ひとりが健康づくりを行うまち

施策のねらい

市民が自分らしく健やかに安心して生活できています。

施策の成果指標

◇自分が健康だと思う市民の割合

単位	現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
%	81.4	(82.0)	(83.0)

市民が自分は健康に日常生活を送っていると思う市民割合を見る指標です。18歳から64歳までの市民を対象に実施するアンケートで、日ごろの健康状態が、「とても健康だと思う」「健康な方だと思う」と回答した市民の割合です。

◇国民健康保険被保険者（一般＋退職） 一人当たりの医療費（自己負担分含む）

	(H18年度)	(H24年度)	(H29年度)
円	294,571	351,000	417,000

※高齢化の進展により一人当たり医療費は今後も増加していくことが予想されますが、施策を展開する中で医療費をできる限り抑制していきます。

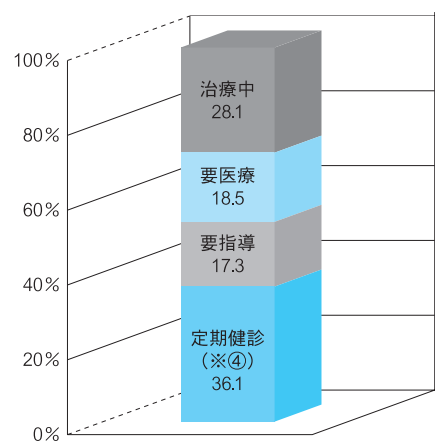
市民が健やかに安心して生活するためにどのくらいの医療を受けているかを見る指標です。

国民健康保険被保険者（一般被保険者及び退職被保険者）の一人当たりの年間医療費です。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的な傾向と同じく、本市でも生活習慣が変化したことに伴って生活習慣病（※①）が増えています。また、国民健康保険被保険者の一人当たりの医療費の増加が続いています。
- ◆多くの市民が自分の健康に関心を持っています。市民一人ひとりが自分にあった健康づくりに努め、病気を予防し、早期発見・早期治療に取り組むことが必要です。
- ◆出産や子育ての悩み、不安を解決することができず、子育ての孤立感や負担を感じる人が増えています。安心して出産や子育てができる環境が必要です。
- ◆食生活の乱れが心身に及ぼす影響が問題となっており、国においては食育基本法（※②）の制定を受け、食育推進基本計画が策定されました。「食」について市民一人ひとりが正しい知識と選択する力を持ち、健全な食生活を実践できるよう「食育」（※③）へ関心を持ち、積極的に取り組むことが必要です。

平成18年度基本健康診査
総合指導区分割合



（資料：山口市地域保健老人保健事業報告）

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基 本 事 業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 健康づくりの推進	市民が健康に関する正しい知識を習得し、健康によい生活習慣を身につけています。	○健康によい生活習慣を実践している市民の割合
2 疾病予防・早期発見・早期治療の推進	市民が病気を予防し、早期発見・早期治療に努めています。	○1年に1回健診を受けている市民（18歳以上）の割合 ○がん検診の精密検査必要者で検査・治療をしている市民の割合 ○予防接種率（子どもの予防接種）
3 母子保健の充実	保護者が、正しい知識や理解者があることで、安心して出産・育児ができます。	○安心して出産・育児ができると思う保護者の割合 ○1歳6か月児・3歳児健診精密検査受診率
4 食育の推進	市民が食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活をしています。	○食育に関心を持っている市民の割合 ○朝食を食べている市民の割合
5 医療体制の充実	市民が病気やケガの時、いつでも医療が受けられます。	○急病の時でもすぐ診てもらえる医療体制が整っていると思う市民の割合

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域



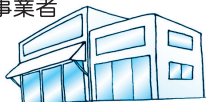
- （市 民）■健康に関する正しい知識を習得し、よりよい生活習慣を身につけます。
■健診の持つ意義を理解し、定期的に健診を受けて健康状態を確認するとともに、早期治療をします。
■母子保健に関する知識を習得します。
- （地 域）■子育てサークルの支援や地域で相談・情報交換できる子育て環境をつくります。
■地域は、健康づくりや食育に関する活動を積極的にを行います。

行政



- （行 政）■健康に関する情報提供や定期健診の受診を呼びかけるなど積極的に啓発活動を行います。
■かかりつけ医の必要性や救急医療に関する啓発を行います。
■食育の啓発に努めます。

事業者



- （事業者）■従業員へ健康に関する啓発を行うとともに、従業員の健康に気を配ります。

部門計画

山口市健康づくり計画(策定予定)、特定健診等実施計画(策定予定)、山口市食育推進計画(策定予定)

用語説明

- ※①生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群です。
- ※②食育基本法：国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律です。（平成17年7月15日施行）
- ※③食育：国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。
- ※④定期健診：検査の範囲内では異常が認められないが、今後も定期的に健診を受診し健康管理することを勧める総合指導区分です。

政策１ 支えあい健やかな暮らしのできるまち

施策1-② 子どもの健やかな育ちを支えあうまち

施策のねらい

子どもが安全な環境の中で、健やかに育っています。

施策の成果指標

	単位	現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
◇子どもを安心して生み育てられる環境が整っていると思う、子どもを持つ親の割合	%	44.2	▲ (55.0)	▲ (65.0)

子どもを安心して生み育てる環境が整っていると思う市民割合を見る指標です。
中学生以下の子どもを持つ親を対象に実施するアンケートで、その環境が、「そう思う」「どちらかと言えば、そう思う」と回答した市民の割合です。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的な傾向と同じく、本市においても少子化の傾向が続いています。

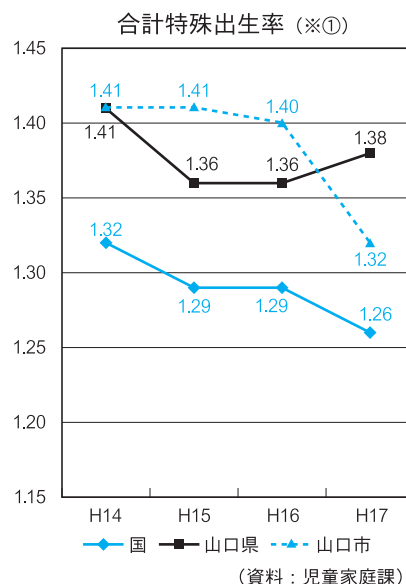
年少人口割合(%) : H7…16.4 H12…15.1 H17…14.4

- ◆親の子育てに対する不安や負担感が増大する傾向にあります。
また、ひとり親家庭、共働き家庭の増加や核家族化の進行により、家庭での保育が難しく、保育サービスを必要とする児童が増えていきます。

保育園待機児童数(人) : H16…35 H17…9 H18…0

児童クラブ待機児童数(人) : H16…8 H17…15 H18…37

- ◆全国的に児童虐待の相談件数が急増し、子どもが巻き込まれる事件・事故が相次いで発生しています。
- ◆すべての子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくりが求められています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基 本 事 業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 子育て支援環境の充実	保護者の知識不足や経済的負担による子育てに対する不安や悩みが軽減できています。	○子育ての不安や悩みを解決できている親の割合
2 保育サービスの充実	保育が必要な子どもが保育サービスを受けています。	○保育所待機児童数 ○児童クラブ待機児童数
3 子どもたちの交流の場づくり	子どもが学んだり、遊んだり、交流できる場があり、活用されています。	○児童館利用者数
4 児童虐待の防止	子どもの人権を守るために、地域と行政が連携して家庭の養育力を高めています。	○児童虐待通告件数 ○養育に関する相談件数（家庭児童相談＋教育相談）
5 母子福祉の充実	経済的支援の必要な家庭の負担が軽減され、子どもが健やかに育ちます。	○母子福祉サービスを受けている延べ世帯数
6 相談体制の充実	子育てや教育に関する不安を解消するため、子どもと保護者が気軽に相談できています。	○子育てや教育に関する相談窓口を知っている親の割合

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域



- （市 民）■地域などで行われている子育て支援活動に対して、積極的に協力します。
■子育てに関する制度や相談窓口などを積極的に活用します。
- （地 域）■子育てに関する交流や情報の提供を行うなど、地域全体で子どもを見守り、はぐくむ環境づくりに取り組みます。
■地域でのつながりを深め、児童虐待の早期発見に努めます。

行政



- （行 政）■子育て中の親と子どもが気軽に集える交流の場の設置を進めます。
■子育て支援活動団体等に対して、支援を行います。
■多様なニーズに対応できる保育サービスの充実に取り組みます。
■子どもが安心・安全に学んだり、遊んだり、交流できる環境づくりに取り組みます。

事業者



- （事業者）■就労に関する環境や条件の整備を進め、男女とも子育てをしながら働くことができる職場環境づくりに努めます。

部門計画 山口市次世代育成支援行動計画

用語説明

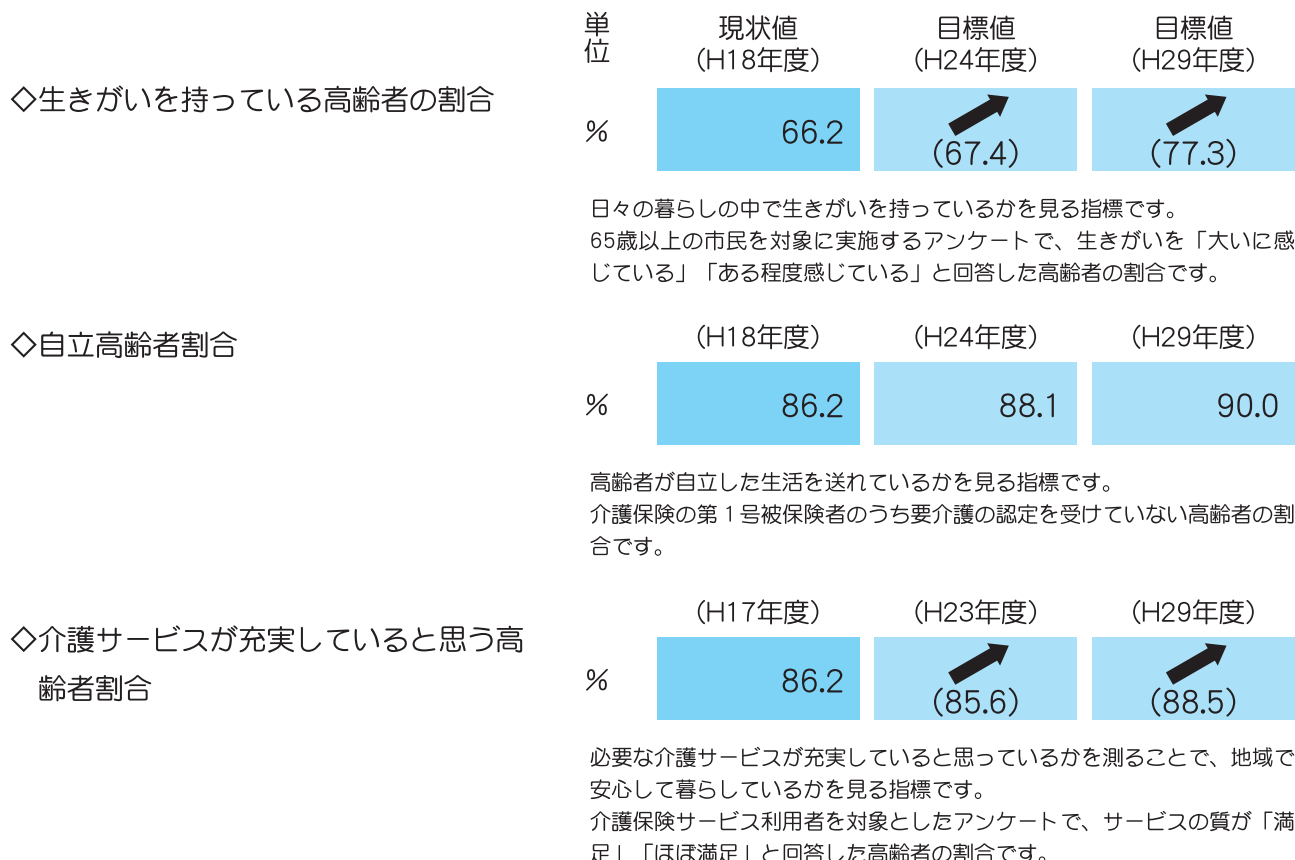
※①合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもので、女性一人当たりの平均子ども数です。

施策1-③ 高齢者が生きがいを持って暮らすまち

施策のねらい

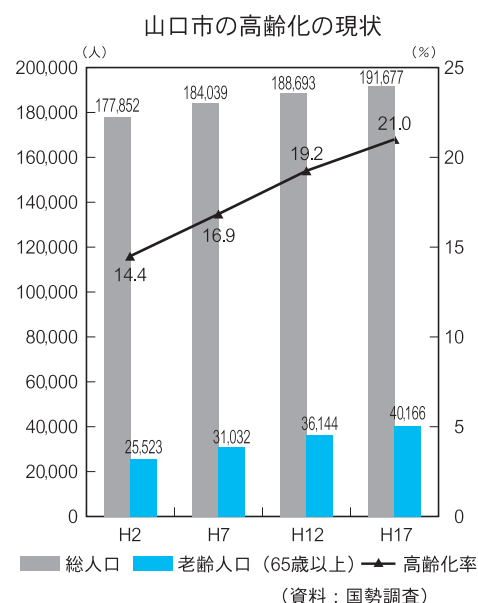
高齢者が住み慣れた場所で安心して自立した生活を送ることができるとともに、介護が必要となっても、高齢者個々に見合った介護サービスの提供や地域の支えあいにより、高齢者の望む場所でその人らしく暮らすことができています。

施策の成果指標



施策をとりまく環境変化と課題

- ◆本市における高齢化率は、平成17年に21.0%（国勢調査）となり、超高齢社会を迎えています。また、この傾向は、今後も急速に進むことが予想されています。
- ◆高齢者世帯や単身高齢者の増加が見られ、住み慣れた地域で生活できる支援体制づくりが求められています。
- ◆介護保険サービスは、施設へ入所する施設依存型から、在宅においての支援・地域で支えあう地域対応型へと転換しました。
- ◆自立した生活を送り続けられるように、介護の必要な状態にならない、介護の状態が進行しないということに重点を置いた介護予防や介護サービス体制の整備が求められています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基 本 事 業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 社会活動と生きがいづくりの推進	高齢者が様々な所で社会参加をし、生きがいを持って生活しています。	○地域活動に参加している高齢者の割合 ○習い事や趣味の成果を家庭や地域のために活かしている高齢者の割合
2 介護予防の推進	高齢者が介護の必要な状態にならないように、また進行しないように努め、活動的な生活を続けています。	○特定高齢者（※①）施策参加者のうち生活機能維持・改善者の数・割合 ○新予防給付受給者のうち生活機能維持・改善者の数・割合 ○介護予防に取り組んでいる人の割合
3 日常生活の支援	高齢者の状態に応じた日常生活サービスを受けることで、生活が改善し、負担が軽減されています。	○施設入居者のうち要介護4・5認定者の割合 ○今のままの日常生活支援サービスでよいと感じている高齢者の割合 ○介護保険サービスを受けることにより生活が維持・改善できた要介護認定者の割合
4 権利擁護の推進	高齢者の人権、財産が守られています。	○高齢者虐待に関する相談件数及び虐待認定者の割合 ○地域生活のための各種権利擁護事業の利用者数
5 高齢者福祉の担い手育成	高齢者福祉の担い手が育成されています。	○高齢者福祉活動をしている市民の割合 ○高齢者福祉団体数
6 地域包括ケアの推進	高齢者に支援が必要な時、関係機関が連携できる体制ができています。	○個別サービス調整会議を開催した件数 ○連携体制を目的とした会議の回数

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域・市民活動団体



- （市 民）■生活をするうえで、できることは自分で行うよう心がけます。
■生きがいを持って生活するよう、心がけます。
■積極的に高齢者福祉活動や地域活動などに参加します。
- （地 域）■高齢者とコミュニケーションを図りながら、日常生活を見守ります。
- （市民活動団体）■市民活動団体は、会の目標に向かい、継続性を持って活動を続け、後継者の育成を図ります。

行政



- （行 政）■地域で主体的に高齢者の「健康づくり」や「生きがいづくり」に取り組めるよう、支援体制の整備を進めます。
■介護予防の意識啓発や効果のある介護予防事業に取り組みます。
■地域福祉権利擁護事業（※②）や成年後見制度（※③）などを周知し、利用促進を図ります。

事業者



- （事業者）■継続的かつ総合的なサービスが提供できるよう、関係機関と連携を深めます。
■特性に応じた支援が受けられるよう日常生活サービスの質の向上に努めます。

部門計画 第四次山口市高齢者保健福祉計画、第三次山口市介護保険事業計画

用語説明

- ※①特定高齢者 : 要支援・要介護状態になる恐れのある65歳以上の高齢の方で、基本チェックリストと基本健康診査を踏まえて、何らかの介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された高齢者です。
- ※②地域福祉権利擁護事業 : 軽度の認知症のある高齢者、知的障がい・精神障がい者のために福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスの事業です。
- ※③成年後見制度 : 認知症のある高齢者、知的障がい・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方が不利益を被らないように保護し、支援する制度のことで、財産管理・身上監護がなされます。

政策1 支えあい健やかな暮らしのできるまち

施策1-④ 障がい者が安心して自立した生活ができるまち

施策のねらい

障がい者が適性や能力に応じて、安心して自立した生活、社会参加ができています。

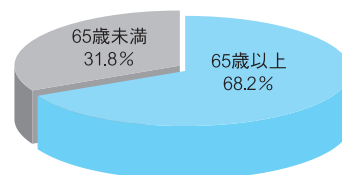
施策の成果指標

	単位	現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
◇障がいの特性及びその環境に応じて、 就業している障がい者の割合	%	2.08		
※市が関与するほかに、社会全体での取り組みが必要 であるため、施策を展開する中で成果指標の向上に 努めます。				
障がい者の就業状況を見る指標です。 障がい者の雇用が義務づけられている事業所に実際に雇用されている障が い者の割合です。				
◇在宅で生活している障がい者数	人	(H18年度) 8,277	(H24年度) 8,607	(H29年度) 9,060
障がい者が在宅で日常生活を送れているかを見る指標です。 障がい者のうち施設入所支援の支給決定を受けた人を除いた数です。				

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆本市では、急速な高齢化に伴い、障害者手帳所持者数が増加しています。また、身体障害者手帳所持者については、65歳以上の人が65.5%を占めている状況です。
- ◆平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、「どの障がいの人と同じ制度のもと、地域で自立した生活を」の理念により、障がいの種類にかかわらず共通のサービスを受けることができるようになりました。こうしたくみの大きな変化に伴い、サービス利用者や施設関係者からは不安やとまどいの声が上がっており、事業所等と一体となった、制度の普及啓発・情報提供など制度の円滑な推進を図る必要があります。
- ◆今後、法の精神に基づき、障がい者が、適性や能力に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支えていく環境づくりが必要です。

身体障害者手帳所持者のうち
高齢者の割合



身体障害者手帳所持者数
6,415人（平成19年4月1日現在）

（資料：高齢障害課）

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基 本 事 業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 自立支援の促進	障がい者が適性や能力に応じた適正なサービスを受け、自立した生活ができています。	○自立支援給付の利用者数 ○福祉施設から一般就労（※①）への移行者数 ○施設入所・入院から在宅生活への移行した人の数
2 地域生活支援の基盤づくり	障がい者が適性や能力に応じた生活支援を受け、生活が改善され、経済的負担が軽減されています。	○地域生活支援事業（※②）により生活改善された障がい者の割合 ○医療費助成（※③）を受け経済的負担が軽減されている障がい者の割合
3 社会活動の推進	障がい者の行動範囲が広がり、就労や社会参加できています。	○社会参加サービス（※④）延べ利用者の割合

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域



（市民・地域） ■障がいを持つ人への理解を深めます。
■障がいを持つ人の自立生活を見守り、お互いに助けあい、支援します。

行政



（行 政） ■相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がいを持つ人のニーズに応じたきめ細やかな支援サービスの提供に努めます。
■授産施設（※⑤）等の取り組みを支援します。

事業者



（事業者） ■障がい者雇用に積極的に取り組み、働きやすい環境づくりを行います。

部門説明

第一次山口市障害者基本計画、第一次山口市障害者福祉計画

用語説明

- ※①一般就労 : 雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することです。
- ※②地域生活支援事業 : 相談事業や手話通訳の派遣、日常生活用具の給付や貸与など、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業です。
- ※③医療費助成 : 保険診療の医療費のうち自己負担分を公費で負担することです。
- ※④社会参加サービス : 福祉タクシー利用券の交付など、障がい者が外出しやすい状況を提供するサービスです。
- ※⑤授産施設 : 障がいがあることで就職が困難な方が、独立した生活を送れるよう、必要な訓練と働く場を提供する施設です。

施策1-⑤ 地域で支えあう福祉のまち

施策のねらい

同じ地域で暮らす人々のお互いに支えあうという意識が高まり、それが実践されています。

施策の成果指標

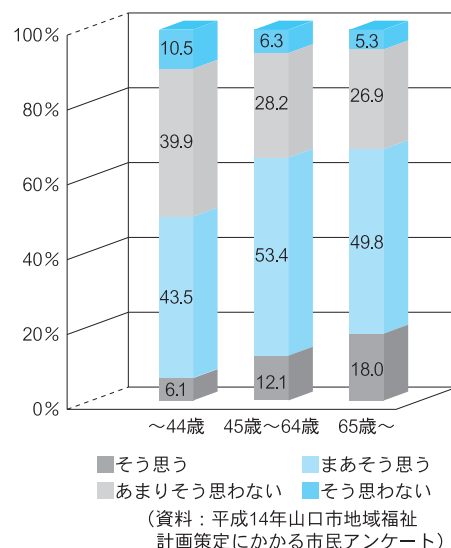
	単位	現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
◇地域福祉（※①）活動で共助（相互扶助）ができていると思う市民の割合	%	24.1	(28.0)	(33.0)

地域で共助意識が高まり相互扶助ができていると思う市民割合を見る指標です。
市民を対象に実施するアンケートで、地域での福祉活動において互いに助け合いが「できている」「どちらかといえばできている」と回答した市民の割合です。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆生活様式や、価値観の多様化、職住分離（※②）等の要因により、同じ地域の中で暮らす人々のつながりの希薄化が懸念されています。
- ◆山口市地域福祉計画策定にかかる市民アンケートによると、中高年齢層に比べ、若い年齢層の地域社会への貢献意欲が低くなっています。地域の中でお互いに支えあうしくみをつくり、今後も続けていくためには、特にこの若い年齢層の地域福祉活動への参加を高めることが必要です。
- ◆社会福祉協議会は、多くの市民の参加による地域福祉活動を高めていく上での推進的な役割を担っています。
- ◆関係機関、関係者がともに連携し、より効果的に地域福祉を推進していく必要があります。

市民の地域への貢献意欲（年齢階層別）
「地区のために何か役に立ちたい」と思いますか。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基 本 事 業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 地域福祉意識の醸成と活動の充実	地域住民の地域福祉に関する意識が高まり、積極的に参加しています。	○地域福祉活動への参加意識のある市民の割合 ○地域福祉活動に参加したことがある市民の割合 ○地区社協当たりの実施サービスメニュー数
2 地域福祉の基盤づくり	社会福祉協議会や民生委員・児童委員が地域福祉の推進役を果たしています。	○社会福祉協議会の会員数 ○民生委員・児童委員の一人当たり年間活動日数

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域



（市民・地域） ■地域が抱える問題を役割分担をして解決するなど、ともに支えあう地域福祉を実践します。
■家庭や地域で子どもに思いやりや支えあいの心を伝えていきます。

行政



（行 政） ■地域福祉の必要性・重要性を啓発します。
■福祉制度の周知に努めるとともに、相談しやすい体制をつくれます。
■地域福祉を推進する人材の発掘・養成に取り組み、ネットワーク化します。

部門計画 山口市地域福祉計画

用語説明

※①地域福祉：同じ地域の中で住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、地域の住民や行政、民間の福祉サービス事業者やボランティア等が力を合わせ、みんなで自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくする取り組みのことです。

※②職住分離：職場と住居が分かれていることをいいます。

施策1-⑥ 社会保障で安心して暮らせるまち

施策のねらい

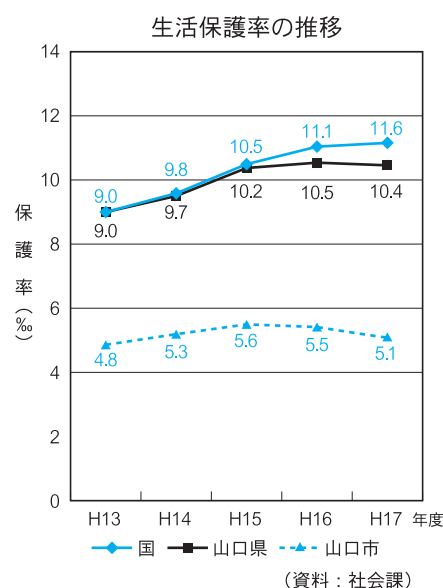
社会保障制度を活用し、不安を持たずに生活できています。

施策の成果指標

この施策は国の制度に基づいて推進していくため、国が行う施策の影響が大きく、市としての成果指標は設定しません。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆急速な少子高齢化の進展とともに人口減少社会を迎え、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも市民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、市民の関心は高まっています。
- ◆社会保障制度が将来にわたって安定的に持続できるように、また世代間の負担が公平となるように、様々な制度改革が行われています。一人ひとりがこれら制度を正しく理解し、公平な負担で社会保障制度を支えていく必要があります。
- ◆山口市の生活保護率（※①）は5.1%で、全国平均（11.6%）や山口県平均（10.4%）の半分以下となっています。景気の動向などの社会・経済状況で左右されやすい部分ではありますが、的確な調査や相談により、援護の必要な人が法の主旨（※②）に沿った生活ができ、さらには自立した生活に移行できるように取り組んでいく必要があります。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基 本 事 業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 保険制度の適正な運営	社会保障における保険制度を理解して、適正な負担をしています。	○介護保険料の現年度徴収率 ○国民健康保険料の現年度徴収率 ○後期高齢者医療制度保険料の現年度徴収率
2 国民年金制度の理解	誰もが年金制度を理解し、保険料を納め、年金を受ける資格があります。	○65歳以上の老齢年金等受給権者割合 ○国民年金保険料の徴収率
3 生活保護と自立生活の支援	生活困窮者が生活保護法に基づいた生活を送ることができています。また、自立した生活に移行できています。	○生活保護受給世帯数 ○自立による生活保護廃止件数
4 市営住宅への入居支援	住宅に困窮している市民に適正に管理された住居があります。	○地域ごと・世帯構成ごとの市営住宅入居待機者数 ○住宅の不具合への対応率

まちづくりの主体ごとの役割

市民



（市 民）■社会保険制度を理解し、保険料を負担します。
■日頃から健康づくりに心がけます。

行政



（行 政）■社会保険制度の適正な運営を行います。
■社会保険制度に対する理解を深めてもらうために、繰り返し周知を行います。
■生活保護受給者の実態把握を行い、自立へ向け、実情に応じた指導や支援を行います。

事業者



（事業者）■各種社会保険制度に加入し、保険料を適正に負担します。
■ハローワークへ雇用状況や求人情報を積極的に提供していきます。

用語説明

※①生活保護率：人口1,000人に対する生活保護受給者の割合です。（％）は「パーミル」と読みます。（‰）

※②法の主旨：生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。